

「自治基本条例の必要性・意義」を導く際に出された意見

条例のあり方・位置づけなど

＜こういう条例であって欲しい＞

- ・ この条例は最高規範の条例であるが、抽象的であり具体性がない。できるだけ具体的な文言が必要である。
- ・ 自治基本条例は具体的に、規制的な内容が必要（責任と参加目標を明確にする）
- ・ まちづくりにおける地域全体としての意思決定を明確にする。
- ・ 市政の方針，指針をつくる。
- ・ 地域や行政に関わりやすくなる制度をつくってあげる。
- ・ 市民，行政，企業の協働を具体化する。
- ・ 法律によって認められたものより，暮らしの中からの権利を吸い上げる。
- ・ みんなが尊重すべき約束事
- ・ 地方分権により財源不足もあり市民と共に汗をかく条例
- ・ 枠を外れたような「ドロくさい」条例であって欲しい。

＜位置づけ＞

- ・ 市民自治を最上位に置くことによって，自治基本条例の価値が決まる。
- ・ 条例の内容を規範性のあるものとすべき。

＜その他＞

- ・ 自治基本条例は，中身次第で有効性は相当変わる。
- ・ 自立した地方にするには，自己決定できる仕組みが必要
- ・ 一人一人が大切にされ，一人一人の違いが尊重され，活かされるシステム
- ・ 前例にないものを嫌がらないで！

条例に盛り込むべきもの

＜基本（的）理念など＞

- ・ 多様な考えがある時代、基本的な理念は必要
- ・ 自治運営の基本原則を定める。

＜目指すべき都市像＞

- ・ 市が目指す都市像の定義（目指すべき本市の姿を明確化）
- ・ 地方分権を推進し、自立した地方を確立する。
- ・ 宇都宮らしさをつくり出す（宇都宮らしさを表現）。
- ・ 地方自治体は他自治体との「人の集積力競争」で勝てるビジョンを持っているか。
- ・ 地域力をどう自治に生かして対外的競争力を強化出来るのか。
- ・ 地域と職業の関わりあいを自治体はどう整理するか。
- ・ 都市経営とは市民満足度を向上させること。

＜自治のあり方＞

▽自治とは

- ・ 地方分権が進む中、住民自治の確立のため。
- ・ 住民自治の推進の担保
- ・ 住民運動（一般的な）と自治をどう分けるのか。
- ・ 自治には、陥りやすい限界もある（内向志向のみ生まれやすい。）。
- ・ 自治は財政規律をこわしやすい傾向がある。
- ・ 地域の問題と改善解決策をどうするのか。

▽市民協働とは

- ・ 協働という意識の確認（共通の認識）
- ・ 協働とは何かを市民が共有することが必要
- ・ 協働とは何かを行政自体が理解すること
- ・ 市民と行政，市民と市民の協働
- ・ 協働の理解，役割分担の明示
- ・ 市民協働の考え方を説明する。
- ・ 市民協働と言うが，行政の考える協働と市民が考える協働に違いがある。
- ・ 今までの事業を公表し，つきあわせを行うことで，新たな事業を協働してつくりあげる。
- ・ 協働の生活

<まちづくりに対する姿勢>

▽福祉のまちづくり

- ・ 高齢者のいきがづくり，元気な高齢者づくり
- ・ 人の手助けを受けるようになって（高齢者，障がい者），権利が保障されるまち
- ・ 少子高齢化を真剣に考える。（少子高齢化問題にどう取り組むのか，具体策）

▽安全・安心なまちづくり

- ・ 安全で安心な地域を作るため行政で考えること（安全安心のまちづくり）
- ・ 宇都宮に住んで良かったと思える，安心安全なまちづくりに行政・市民ともに協力する。
- ・ 一生を通じて安心した生活が送れるまち。就学，労働，老後など年代毎に市内ですべてのニーズに応えられるまち

▽その他

- ・ しっかりとしたビジョンの提示，それに歩み寄る市民の模範的な姿勢
- ・ 我々一人ひとりが自分のことは，地域のことは自分で何とかしようと思うことが大切
- ・ 地域（個人）の多様なニーズに対応したきめ細かな市政運営を行う。
- ・ 共通認識を持つこと。（市民も行政も…。立場が違ってても…。）
- ・ 弱者の訴えへの対応（（1）経済的弱者，（2）病弱，（3）外国人）
- ・ 何でも言えるまちづくり
- ・ 明るい健康なまちづくり
- ・ 男女の協働を推進し，開かれた宇都宮市に変えていきたい。
- ・ 参加，まちづくり活動への参加又は不参加を理由として差別はしない。

<情報の共有，情報の公開，情報の活用>

- ・ 地域として意志決定するための，情報の共有化に関するルールを明確にする。
- ・ 市民と行政がお互いに情報を共有化する。
- ・ 市民参加を活発効果的にするため情報の共有
- ・ 情報の有効活用
- ・ 問題点の認識，解決策の検討等にタウンミーティングが必要
- ・ 情報を市民にもっとわかりやすくしていくことに努力する。
- ・ 地域の課題(ニーズ)は地域住民が知っている。
- ・ 多様な情報伝達手段を用意する。
- ・ 情報を提供する。
- ・ 常日頃からの情報の受・発信を幅広く行うべき。

<権利、責務、役割について>

▽市民・議会・行政の権利と責務

- ・ 権利と責務を果たす。
- ・ 義務と権利
- ・ 公共の領域の担い手が多様化 ⇒ それぞれの役割、責務を明確に。
- ・ 結果責任を明らかに。（権利と義務）
- ・ 市民・行政の責務の明確化（市民としての責務、役割の明確化）
- ・ それぞれの立場で市民としての義務を果たす。
- ・ 市議会議員の責務の明確化
- ・ 市民、行政が与えられた事項（役割）を遂行する。
- ・ 行政職員の使命を明らかにし、定めること
- ・ 参加の機会が約束されること
- ・ 憲法で決められた基本的人権、それを補完できる権利保障を。
- ・ 外国人籍の人達の基本的な事柄については、自治基本条例に入れてほしい。

▽まちづくりにおける権利と責務

- ・ まちづくりにかかわる権利を保障する。
- ・ コミュニティー活動について真剣に対応すべき。
- ・ 責務をどのように実践させるのか。
- ・ まちで生きるそれなりの責任を感じる。
- ・ 市や地域などがそれぞれ独特のまちづくりをしていく必要がある。
- ・ 市民の権利を主張するばかりでなく、まちづくりの責任・責務を定める。
- ・ 自分達のまちは自分達で作る意識を持つて。

▽役割の明確化

- ・ 市民、議会、行政の役割分担（行政の役割、市民の役割の明確化）
- ・ まちづくりにおける市民、行政、議会等の役割を明確にする。
- ・ 地域と行政のあり方を明確にする。
- ・ 自治会組織とまちづくり団体の違いの明確化
- ・ 行政がやらなければならないことの明確化

▽それぞれの関係

- ・ ボランティア・NPOに対する行政及び企業の理解と協働
- ・ ボランティアの活用
- ・ 地域内での相互扶助（隣組）関係の構築
- ・ 行政の安上り手段としてだけNPO等をとらえる誤解をなくす？

＜主体のあり方について＞

▽自治の主体

- ・ 市民，自治会，地域，企業，行政，議会，NPO

▽市民のあり方など

- ・ 市民は主体的に市民生活に参加し，自らの言動に責任を持つ。
- ・ 自分の住む地域に市民が自己責任を持つ。
- ・ 役所にまかせず提案型のまちづくりへ
- ・ 参画意識
- ・ 脱!!おまかせ民主主義
- ・ 家庭や家族の中で話し合いを持つこと。
- ・ 成熟した市民意識の持ち主以外の市民の参画機会をどう作るか。
- ・ 意思決定はニア・イズ・ベストである。
- ・ 市民は自分達で決められる事が増えて欲しいと思っている
- ・ 人々の意識を前向きに
- ・ 住民の学習
- ・ ひとりよがりの考え方を捨てる。

▽地域や自治会のあり方など

- ・ 自治会のあり方等についてふれるべき。
- ・ 自治会等地縁組織の活性化
- ・ 自治会改革（自治会の会議をもりたてる。自分から出かけることが必要）
- ・ 地区行政の重要性
- ・ まちづくり（地域づくり）への組織の見直し
- ・ 自治会のまちづくり組織としての再検討必要
- ・ 市民との国際交流（自治会の中で）
- ・ 自治会加入を図り，市民に協力をしていただく。
- ・ 地域（小学校単位）自治制度の確立
- ・ 地域でできるボランティアは何か？

▽企業のあり方など

- ・ 企業の責任。ワークシェアリングの徹底
- ・ 企業の役割
納税という役割
PTA，ボランティア等に参加。参加しやすい勤務体制等の整備を促す。
- ・ 企業の社会貢献活動促進
- ・ 企業の側からの考え（違った見方）も良いのか？

▽議会のあり方など

- ・ 住民代表の議員の役割と行政との関わりをどう規定していくか。
- ・ 議会は最高の決定機関として、市民の声、ニーズに耳を傾ける必要があるのではないか。

▽行政のあり方など

- ・ 行政の姿勢に自治基本条例推進する意欲が必要
- ・ 協働とは何かを行政自体が理解すること
- ・ 行政の透明性を高め、説明責任を徹底し市民が意見具申を。
- ・ 人づくりビジョンの徹底
- ・ 個々の視点で作られた条例、計画を体系化して整理
- ・ 行政の変革も必要
- ・ 市民の目線からの改革継続
- ・ まちづくりの市民提案を行政が支援する体制づくり
- ・ 金銭面でなくノウハウ等、行政の支援
- ・ ボランティア、NPO等への組織へのさらなる支援
- ・ 市職員も市民の一人。まちづくりの専門スタッフとして予算確保、自己啓発、研修、公私にわたる交流の人的ネット
- ・ ソフト面の指導者を養成も行う必要がある。
- ・ 情報の非対称性をなくすための努力が必要（特に行政）
- ・ 市民への支援が必要
- ・ 受益と負担を明確にする。
- ・ 自治体の会計制度を変更すべきである。
- ・ 政策（事業）の継続性への対応
 - (1) 市長、議員選挙出馬にはマニフェストを明示
 - (2) マニフェスト項目を市民が選挙立候補者へ提示
- ・ 国→地方への権力移行の必然性
 - (1) 現場主義に基づく効果的政策を
 - (2) 金の使い道、賢く利用
- ・ 住民の要望に行政はどこまで対応できるのか。
- ・ 住民の多様な要望・意見に自治体はどう応えていくか。
- ・ 地域の要望や課題をどう整理し積み上げていくのか。

その他

- ・ 団体自治は、その（団体の）レベルによって、シビル・ミニマムの範囲は異なる。
- ・ 近隣たすけあい促進
- ・ 行政や議会への市民の評価制度
- ・ 住民責任を明確にする為の住民投票制度を定める。
- ・ 行政は出来ればこれまでの行政サービスで市民が出来ることは市民でやってもらいたい。
- ・ すべて行政まかせ
- ・ 地域で行事を楽しむこと， 集まれる場所
- ・ 自分勝手